

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年4月1日現在

～2022年3月31日

2022年4月1日～

目次 (略)

第1章～第13章 (略)

別記

料金表

通則

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料

1 適用 (略)

2 料金額

目次 (略)

第1章～第13章 (略)

別記

料金表

通則

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料

1 適用 (略)

2 料金額

区分		単位	料金額
国際電話利用休止機能	そのモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）に係る国際通信（通信のうち本邦と外国との間で行われるもの（ <u>契約者指定番号発信機能を利用して行った通信（ボイスモードに係るものに限ります。）に係るものに限りま</u> す。）とします。）を規制する機能	1のモバイルアクセス回線番号ごとに	-
	備考	当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限りま	
(略)		(略)	(略)

区分		単位	料金額
国際電話利用休止機能	そのモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）を用いて発信する国際通信（通信のうち本邦と外国との間で行われるものとしま	1のモバイルアクセス回線番号ごとに	-
	備考	当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限りま	
(略)		(略)	(略)

第2～第3 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表4 (略)

第2～第3 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表4 (略)

附 則 (令和4年3月29日 P S 事推第00904343号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。